

川崎市青少年科学館協議会委員の委嘱及び任命について

1 川崎市青少年科学館協議会について

川崎市青少年科学館（以下「館」と言う。）は、青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的として、社会教育法及び博物館法に基づき設置された教育機関であり、自然、科学、天文の各分野に関する教育普及事業の実施、調査研究、資料の収集・保管・展示、学校等教育機関の活動支援等の取組を行っている。

科学館協議会は、館の円滑な運営を図るため、その運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることを目的として設置されている。

2 川崎市青少年科学館協議会委員について

委員数は10人以内とし、市内に設置された学校の教育職員、市内の社会教育関係団体等から推薦された者、自然科学等に関する知識、経験を有する市民、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。任期は2年（再任も可能）とする。

平成26年5月31日をもって全委員の任期が満了するため、別表の全委員について委嘱及び任命を行う。

3 根拠法令

（1）川崎市青少年科学館条例第16条

（2）川崎市青少年科学館協議会規則

4 委嘱及び任命する委員

別表「川崎市青少年科学館協議会 委嘱・任命予定委員名簿」のとおり

川崎市青少年科学館協議会 委嘱・任命予定委員名簿
任期 平成26年6月1日～平成28年5月31日

選出区分		氏名（性別）	現職（専門）	備考
1号	市内学校教育職員	あらい まさあき 新井 正明（男）	金程中学校 校長	
		しむら たつや 志村 辰也（男）	東住吉小学校 校長	
2号	市内社会教育 社会団体	なかやま じゅんじ 中山 純史（男）	東芝未来科学館 館長	
3号	公募市民	わたなべ けいぞう 渡辺 敬三（男）	公募市民	
		はっとり まさとし 服部 公俊（男）	公募市民	新任
4号	学識経験者	こば ひでひさ 木場 秀久（男）	桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授 （植物学）	
		かつやま てるお 勝山 輝男（男）	県立生命の星・地球博物館 学芸部長 （植物分類学）	新任
		ほらぐち としひろ 洞口 敏博（男）	国立科学博物館 理工学研究部 理化学グループ研究主幹 （天文学）	
		やまがみ あきら 山上 明（男）	東海大学名誉教授（動物生態学）	
5号	市内家庭教育 関係団体	ありきた いくこ 有北 郁子（女）	NPO法人 ままとんきつず 理事長	

川崎市青少年科学館条例

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び博物館法（昭和26年法律第285号）の精神に基づき、川崎市青少年科学館の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 川崎市青少年科学館（以下「科学館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市青少年科学館	川崎市多摩区枳形7丁目1番2号

(事業)

第3条 科学館は、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。

- (1) 科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等（以下「科学館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。
- (3) 科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。
- (4) 青少年を対象とする科学技術の実験等を行なうこと。
- (5) 科学館資料の作成及びその調査研究を行なうこと。
- (6) 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。
- (7) 博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、資料の相互貸借を行なうこと。

(職員)

第4条 科学館に館長その他必要な職員を置く。

(指定管理者)

第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に科学館の管理を行わせる。

- (1) 科学館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、科学館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った科学館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、科学館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 科学館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 科学館の広報活動に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、科学館の管理に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第8条 科学館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前9時30分から午後5時まで
休館日	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 休日の翌日(土曜日、日曜日及び休日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(入館料及び観覧料)

第9条 科学館の入館料は、無料とする。

2 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第1に定める区分によりプラネタリウム観覧料を納めなければならない。

(特別利用)

第10条 科学館資料について熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用（以下「特別利用」という。）

をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第2に定める区分に応じ同表に定める特別利用料を納付しなければならない。

3 前項の特別利用料は、許可と同時に納付しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、第1項の許可を受けた者がその条件に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき、その他委員会が管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは停止することができる。

(受講料)

第11条 委員会は、第3条第3号及び第4号に規定する事業を行うに当たっては、受講料を徴収することができる。

2 前項の受講料の額は、委員会がその都度定める。

(観覧料等の減免)

第12条 委員会は、特に必要があると認めるときは、第9条第2項に規定するプラネタリウム観覧料及び第10条第2項に規定する特別利用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第13条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者は、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者
- (2) 泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者
- (3) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認められる者

(賠償等)

第15条 建物、展示品その他の器物等を滅失し、又は毀損させた者は、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(協議会)

第16条 科学館の円滑な運営を図るため、科学館に川崎市青少年科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和46年8月15日から施行する。

附 則（昭和46年12月24日条例第61号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月19日条例第46号）

この条例は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月18日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る観覧料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日 条例第 25 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 21 日 条例第 81 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 8 日 条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日 条例第 89 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 14 日 条例第 78 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日 条例第 18 号抄）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 9 日 条例第 47 号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年 法律第 96 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日 条例第 47 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日 条例第 41 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成 24 年 4 月 27 日 規則第 60 号で平成 24 年 4 月 28 日から施行）

附 則（平成 24 年 3 月 19 日 条例第 27 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び第 4 条の次に 4 条を加える改正規定（第 5 条（指定管理者に科学館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）は公布の日から、第 11 条の改正規定（同条を第 16 条とする部分を除く。）は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

- 1 普通観覧料

- （1）一般投影の観覧料

区分	個人	団体
高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1人につき 160円
一般	400円	1人につき 320円

備考

- 1 団体とは、20人以上をいう。
- 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。
- 3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
- 4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。

（2）特別投影の観覧料

1人につき2,000円の範囲内で委員会がその都度定める。

2 共通利用券

種別	金額
100円券12枚つづり	1,000円
100円券25枚つづり	2,000円

備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等に利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の観覧等については、この限りでない。

- （1）科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧
- （2）川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場
- （3）川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場
- （4）川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園

3 特別入場券

委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。

別表第2（第10条関係）

区分	単位	特別利用料
熟覧	1点1日	200円
模写		1,000円
模造		1,000円
撮影	1点	300円
原板使用	1枚	2,000円

川崎市青少年科学館協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づく川崎市青少年科学館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第1条の2 条例第16条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行なう。
- 5 会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、会長の職務を行なう。

(招集)

第3条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(議事)

第4条 協議会は、会長及び在任委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第5条 協議会の庶務は、川崎市青少年科学館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日教委規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成24年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。